

2019年7月

お客様各位

豊田信用金庫

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策」に関する ガイドライン公表に伴う預金規定等の改定のお知らせ

国際社会におけるテロの脅威が高まる中で、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の重要性が近年高まっています。

当金庫では、犯罪やテロにつながる資金の動きを看過することは、犯罪収益等の犯罪組織への移転を通じ、健全な事業活動・市民活動の阻害になりかねないとの認識の下、関係省庁と連携しながら、複雑化・高度化するマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策を進めています。

こうした中、金融庁より2018年2月に公表された「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づき、当金庫では2019年10月よりお客様との新規取引開始時に加え既にお取引のあるお客様においても、お取引の内容や状況等に応じ、お客様のお取引の目的やお客様に関する情報等を、窓口や郵便等により再度ご確認させていただきます。

なお、在留カードをお持ちのお客様は新規取引開始時に、在留期間・在留資格等を確認させていただいておりますが、既にお取引がある場合で在留期間・在留資格等を更新された場合、新たな在留カードをご提示の上、当金庫へお届けいただきます。【注1】

また、当金庫が求める情報や資料のご提出について適切にご対応いただけない場合、新規のお取引をお断りさせていただく場合があります。既にお取引いただいているお客様におかれましては、お取引を制限等させていただく場合があります。加えて、当金庫が確認した情報や資料の内容によっては、一部のお取引を制限等させていただく場合があります。

【注1】既にお取引のあるお客様におかれましては、順次お取引の内容や状況に応じて、郵便等によりお取引の目的や情報等について再度のご確認を開始させていただく予定です。

上記変更に伴い、以下の通り預金等規定を改定致します。

1. 対象となる主な預金等規定

| | | |
|-----------------------|----------|-------------------|
| 2019年10月1日 (火)より改定 | 普通預金規定 | 貸金庫規程 |
| | 総合口座取引規定 | 外貨普通預金規定 |
| | 貯蓄預金規定 | 外貨定期預金規定 |
| | 納税準備預金規定 | 自動継続型外貨定期預金規定 |
| | 当座勘定規定 | とよしんインターネット支店取引規定 |

改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客様に対しても適用されます。

2. 主な改定内容（例：普通預金規定）

以下の条項を新設・追加します。対象となる主な預金等規定も同様の改定を行います。

| 普通預金規定（抜粋掲載） 【取引制限条項】の新設 |
|--|
| <p>取引の制限等</p> <p>(1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>(3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの合理的な説明等にもとづき、取引の一部を制限した事由が解消されたと当金庫が認める場合、前2項にもとづく当該取引の制限を解除します。</p> |

| 普通預金規定（抜粋掲載） 【解約等】条項での一部追加・変更（下線部分） |
|---|
| <p>解約等</p> <p>(1) この預金を解約する場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。</p> <p>(2) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>この預金の預金者が P21 の「普通預金、貯蓄預金、納税準備預金、通知預金共通規定」5.(1)に違反した場合</p> <p><u>この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</u></p> <p><u>この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</u></p> |

（2019年7月16日現在）